

【別紙 3】

令和 7 年度鳥取県人権文化センター啓発動画制作業務委託
プロポーザル審査要領

1 審査会の設置

(1) 審査会の名称

令和 7 年度鳥取県人権文化センター啓発動画制作業務委託プロポーザル審査会

(2) 構成人数

審査委員の数は 4 名程度とする。

2 審査概要

(1) 対象事業

令和 7 年度鳥取県人権文化センター啓発動画制作業務委託

(2) 事業目的

鳥取県人権文化センターの公式 YouTube チャンネルでの配信や、各種人権啓発事業に活用できる啓発動画を制作し、より多くの人に啓発メッセージを届ける。

3 評価・選定方法

(1) 審査方法

ア 各審査委員が、下記の評価項目の評価ごとに 5 段階で評価を行い、その評価点に「配点」欄に記載する倍数を乗じたものの合計点（100 点満点）を得点とする。

イ アで得られた各審査委員の得点の平均点を当該企画提案の得点とする。

【評価項目】

評価項目	評価の視点	配点	項目 合計
業務への理解	・提案の内容は、仕様書に示す業務目的や業務内容を正しく理解するものとなっているか。	5 点× 4 →20 点	20 点
表現力	・親しみやすく洗練されたデザインであるか。	5 点× 4 →20 点	70 点
	・啓発動画の目標に向けて、高い訴求力が見込めるか。	5 点× 5 →25 点	
	・内容が分かりやすく伝わる工夫がなされているか。	5 点× 5 →25 点	
業務遂行能力に関する事項	・類似業務に関する過去の受託実績から、質の高い業務遂行能力があると判断できるか。	5 点× 2 →10 点	10 点
合計 100 点			

評価点	評価基準
5 点	非常に優れている。
4 点	優れている。
3 点	標準的である。
2 点	劣る。
1 点	非常に劣る。

(2) 順位の決定

最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。ただし、最高得点を獲得した者が複数の場合は、審査委員の合議により順位を決定する。